三　病院への入院その他のやむを得ない理由により前二号に掲げる方法により交付することが困難であると認められる場合には、交付申請者の所在地にあてて、書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法（当該交付申請者が当該方法により確実に交付を受けることができる旨を住所地市町村長に申し出た場合に限る。）

第五十七条　［略］

２　指定都市についてこの省令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］	［略］
第二十三条の二第二号及び第三号、第二十八条第一項及び第五項並びに第三十条	住所地市町村長	住所地区長を経由して住所地市長
第二十七条第二項	住所地市町村長に対し、当該個人番号カードを提示して	住所地区長に対し当該個人番号カードを提示して、住所地区長を経由して住所地市長に対し
［略］	［略］	［略］

［新設］

第五十七条　［同上］

２　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
第二十七条第二項	住所地市町村長に対し、当該個人番号カードを提示して	住所地区長に対し当該個人番号カードを提示して、住所地区長を経由して住所地市長に対し
第二十八条第一項及び第五項並びに第三十条	住所地市町村長	住所地区長を経由して住所地市長
［同上］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第四十八号

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月三十日

総務大臣　高市　早苗

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［２～16　略］ 17　法別表第一の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～五　略］ 六　資金決済に関する法律第六十三条の六第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ［七～九　略］ ［18～178　略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［２～16　同上］ 17　［同上］ ［一～五　同上］ 六　資金決済に関する法律第六十三条の六第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ［七～九　同上］ ［18～178　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

○文部科学省令第十八号

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第十八号）第十六条第一項の規定に基づき、文部科学省関係文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律施行規則を次のように定める。

令和二年四月三十日　　文部科学大臣　萩生田光一

文部科学省関係文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律施行規則

1　文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律第十六条第一項の規定により文化財の登録の提案を行おうとする市町村（特別区を含む。）又は都道府県の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあっては、その長）は、次に掲げる事項を記載した提案書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　提案に係る文化財の名称

二　提案に係る文化財が有形文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項第一号に規定する有形文化財をいう。第六号において同じ。）又は有形の民俗文化財（同項第三号に規定する民俗文化財をいう。）であるときは、その員数

三　提案に係る文化財の所在の場所又は所在地